

○ 柏市立学校施設目的外使用規則

平成 4 年 2 月 26 日

(教)規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 137 条の規定により、柏市立の幼稚園、小学校、中学校及び高等学校(以下「学校」という。)の施設を社会教育その他公共のために利用させることに關し必要な事項を定めるものとする。

(平 19 教委規則 16・一部改正)

(使用施設の範囲)

第 2 条 使用できる施設の範囲は、学校の体育館、校庭及びその付屬施設(以下「体育館等」という。)とする。ただし、教育委員会(以下「委員会」という。)が必要と認めるときは、この限りでない。

(使用の許可等)

第 3 条 体育館等を使用しようとする者は、使用日の 7 日前までに、学校の校長を経由して委員会に対し申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

2 委員会は、学校教育上支障がないと認める場合に限り、体育館等の使用を許可するものとする。

(使用者の義務)

第 4 条 使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- (2) 特別な設備、施設の改造等をしないこと。
- (3) その他委員会が必要と認める事項

(使用許可の取消し)

第 5 条 委員会は、次の各号の一に該当するときは、許可を取り消し、又は使用の中止を命じることができる。

- (1) 学校教育上支障があるとき。
- (2) 公用、公共用等に使用する必要が生じたとき。
- (3) 使用者がこの規則の規定、委員会が付した条件等に違反したとき。
- (4) その他委員会が必要と認めるとき。

(原状回復)

第 6 条 使用者は、使用を終了し、又は許可を取り消され、若しくは使用の中止を命じられたときは、直ちに使用した体育館等を原状に回復しなければならない。

(使用管理簿の整備)

第 7 条 学校は、許可申請に関する必要事項を記録する管理簿を整備し、その都度、記録するものとする。

(委任)

第 8 条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年教育委員会規則第 16 号)

この規則は、公布の日又は学校教育法等の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 96 号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。